

障がい者等自発的活動 支援事業について

■申請受付期間 6月30日(木)まで

■補助対象団体

町内に居住する、障がいのある方等や地域住民で構成された5名以上の団体で、次に掲げる要件を全て満たすものが対象です。

- ・町内に活動拠点を置き、主に町内で活動していること
- ・団体の規約や会則等を定めていること
- ・障がい福祉に関する1年以上の活動実績があること
- ・宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- ・暴力団または暴力団密接関係者でないこと
- ・国や地方公共団体から他制度による助成を受けていないこと
- ・障害福祉サービス等を提供する法人等でないこと

■補助対象事業

ピアサポート、災害対策、孤立防止、社会活動支援、ボランティア活動、その他目的を達するために有効な活動であると町長が認めた事業

障がいのある方とその家族(以下「障がいのある方等」という。)が、自立した生活を送ることができるよう、団体が自発的に行う活動に対してその経費の一部を助成します。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

■補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものが対象です。

- ・報償費 ・費用弁償 ・消耗品費 ・印刷製本費
- ・通信運搬費 ・手数料 ・委託料 ・使用料
- ・賃借料 ・その他必要と認める経費

■補助率

4分の3以内(上限10万円)

■申請に必要なもの

申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

- ・補助金交付申請書 ・実施計画書 ・収支予算書
- ・補助金交付申請額算出調書
- ・その他必要な書類(団体の規約や会則など、補助対象団体であることが確認できる書類等)

町ホームページ
検索キーワード

自発的活動支援事業  検索

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1311)

ファミリー・サポート・センター事業

利用会員、協力(両方)会員、準協力(両方)会員募集中

「ファミリー・サポート・センター事業」とは、町内在住または、町内に通勤している方で、子育てのお手伝いをしてほしい方【利用会員】と子育てのお手伝いができる方【協力(両方)会員】【準協力(両方)会員】が会員登録し、子育てをサポートする有償の相互援助システムで、新規会員を随時募集しています。

■利用会員の要件(子育てのお手伝いをしてほしい方)

- ①町内在住または町内に通勤している方 ②生後3カ月以上の児童を育児している方

■協力(両方)会員と準協力(両方)会員の要件(子育てに関する資格は必要ありません)

次の全てを満たす方

- ①健康な20歳以上の方 ②自宅での預かりや送迎ができる方 ※準協力(両方)会員は送迎のみ
③子どもの安全のため一定の講習を受講できる方

協力(両方)会員は24時間程度、準協力(両方)会員は5時間程度の講習を受講していただきます。
講習会は、5名程度の会員が集まり次第開催します。

■活動の内容(子どもは生後3カ月から対象です)

【協力(両方)会員】協力会員宅等での子どもの預かりや保育施設等の送迎

【準協力(両方)会員】保育施設等の送迎

※いずれも、利用会員の希望日時が協力(両方)会員、準協力(両方)会員の都合にあったときの活動となります。

■30分の利用料

利用会員が協力会員、準協力会員に次の金額を支払います。

※4km以上の送迎の場合は、別途1kmにつき30円が加算されます。

平 日		土曜日、日曜日、祝日、 12月29日から翌年1月3日
午前7時から午後7時	左記以外の時間	時間帯にかかわらず
350円	400円	500円

■申込方法

印鑑、受講者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当または各支所までお越しください。

問合せ／こども・子育て担当(内線1313)

令和
4年度

認定こども園 別海保育園

上西春別保育園

園児募集(0歳児クラス)

別海保育園と上西春別保育園では5月2日(月)から6月30日(休)までの間に入園を希望される0歳児(令和3年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上のお子さん)の追加募集を行います。

入園を希望される方は申し込み手続きを行ってください。

■募集人数 別海保育園 10名

上西春別保育園 3名

■受付期間 4月1日(金)から15日(金)

■申込書類配布・提出場所

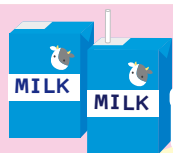
下記担当または別海保育園、上西春別保育園

問合せ／

こども・子育て担当(内線1313・1331・1314)

別海保育園 TEL75-2726

上西春別保育園 TEL77-2040

福祉牛乳の
配布について

福祉牛乳の配布対象者は次のとおりです。
配布を希望される方は、下記担当または各支所、各連絡事務所で申請してください。

現在受給している方の申請手続きは不要です。

■対象者

- ①高齢者 満70歳以上の方
- ②妊産婦 妊娠6カ月に入った月初めから、出産した日の翌日から1年を経過する日の月末まで
- ③幼児 満1歳になる月の翌月から就学前の3月末まで
- ④身体障害者手帳1級から3級の所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯 生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯 母親または父親と義務教育終了前の児童

中央公民館で行われてきた福祉牛乳の配布は、4月8日(金)から生涯学習センター「みなくる」へ変更となります。

※4月1日(金)と5日(火)の配布は、お休みとなりますのでご注意ください。

問合せ／

社会・障がい福祉担当
(内線1312)

別海町ごみの減量化大作戦!

その66

「紙製容器包装・雑がみ」の出し方チェック

「紙製容器包装・雑がみ」は、貴重な紙資源としてリサイクルしています。出し方のポイントを改めて確認していただき、引き続きリサイクルの推進にご協力をお願いします。

- ☑「紙製容器包装」の識別マークがついている容器や包装のほか、不要となった雑がみ類が対象です。
 - ☑封筒の窓やティッシュの箱についているフィルム、ビニールテープ、クリップ、パンフレットや書類の留め具など、紙以外の異物は取り除いてください。
 - ホチキスの針はついたままでも差し支えありません。
 - ☑小さな紙類は紙袋や封筒に入れるなど、まとめて出してください。
 - ☑雨に濡れてしまうと適切な収集とリサイクルができなくなる場合があります。貴重な資源をリサイクルするため、晴れた日に出してください。
 - ☑出すときは、重ねてまとめるか、紙袋に入れて、ひもで十字にしばってから出してください。
- 紙袋などに入れて出す場合、口が開いていると、収集時に中身が散乱してしまいます。車道などへの散乱防止や効率的な収集のため、口が開かないように、ひもで十字にしばってください。

■次のものはリサイクルができないため「もえるごみ」です

カーボン紙、防水加工紙、ビニールコート紙、写真、感熱紙、油紙、金色または銀色の紙、汚れた紙 など

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)

